

(案)

第五次地域管理経営計画書

(今治松山森林計画区)

計画期間

自	平成 28 年 4 月 1 日
至	平成 33 年 3 月 31 日

四 国 森 林 管 理 局

目 次

1	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1)	国有林野の管理経営の基本方針	1
(2)	機能類型に応じた管理経営に関する事項	6
(3)	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項	8
(4)	主要事業の実施に関する事項	9
(5)	その他必要な事項	10
2	国有林野の維持及び保存に関する事項	10
(1)	巡視に関する事項	10
(2)	森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	10
(3)	特に保護をを図るべき森林に関する事項	10
(4)	その他必要な事項	11
3	林産物の供給に関する事項	11
(1)	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	11
(2)	その他必要な事項	11
4	国有林野の活用に関する事項	11
(1)	国有林野の活用の推進方針	11
(2)	国有林野の活用の具体的手法	12
5	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	12
(1)	公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	12
(2)	国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	12
6	国民の参加による森林の整備に関する事項	13
(1)	国民参加の森林に関する事項	13
(2)	分収林に関する事項	13
(3)	その他必要な事項	13
7	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	14
(1)	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	14
(2)	地域の振興に関する事項	14
(3)	その他必要な事項	14

※ 本計画書内の集計表に関して共通する注釈

1 単位未満四捨五入により、計と内訳が一致しない場合がある。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

本計画区における国有林の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即して、かつ、国有林の地域別の森林計画と調和して公益的機能の維持増進を旨としてその組織・技術・資源を活用し森林・林業再生へ貢献することを目指し関係行政機関と連携を図りつつ、国民各層との理解と協力を得ながら、本計画に基づき適切に行うこととする。

① 森林計画区の概況

今治松山森林計画区は、南部は重信川源流部、北部は瀬戸内海の越智、忽那両諸島までの愛媛県北部に位置し、区域面積140千haのうち森林はその55%の77千ha、人工林率は50%となっている。年平均気温は約16℃、平均年間降水量は1,400mm程度(松山市)と比較的温暖で雨量の少ない瀬戸内式気候に属している。

国有林野は、森林面積の約3%にあたる3千haで、主に高縄山地と皿ヶ峰連峰の2団地にまとまって分布している。人工林率は64%と高く、ヒノキが46%を占めている。

人工林の齢級^{*1}配置は、間伐等施業の対象齢級である6～12齢級の森林が約8割を占めており、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策や森林資源の循環利用の推進等の観点から、適切な間伐を行いつつ、齢級の平準化に向けた取組が必要な資源状況となっている。

また、国有林の大部分を保安林に指定するとともに、自然豊かで景観に優れた大谷池周辺は、レクリエーションの森「大谷池風景林」に指定するなど、国土保全、水源の涵養、自然環境の維持及び形成、国民の保健及び休養の場の提供等、公益的機能の発揮に努めている。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

ア 計画区内の国有林野の現況

本計画区の国有林野の現況(平成27年12末時点)としては、人工林を中心とする育成林^{*2}が、1,596ha(育成単層林1,573ha、育成複層林23ha)、天然生林^{*3}が914haなっており、林相別に見ると針葉樹林1,308ha、針広混交林461ha、広葉樹林663haとなっている。また、材積を見ると針葉樹ではスギ180千m³、ヒノキ230千m³、マツ9千m³、広葉樹は184千m³となっている。

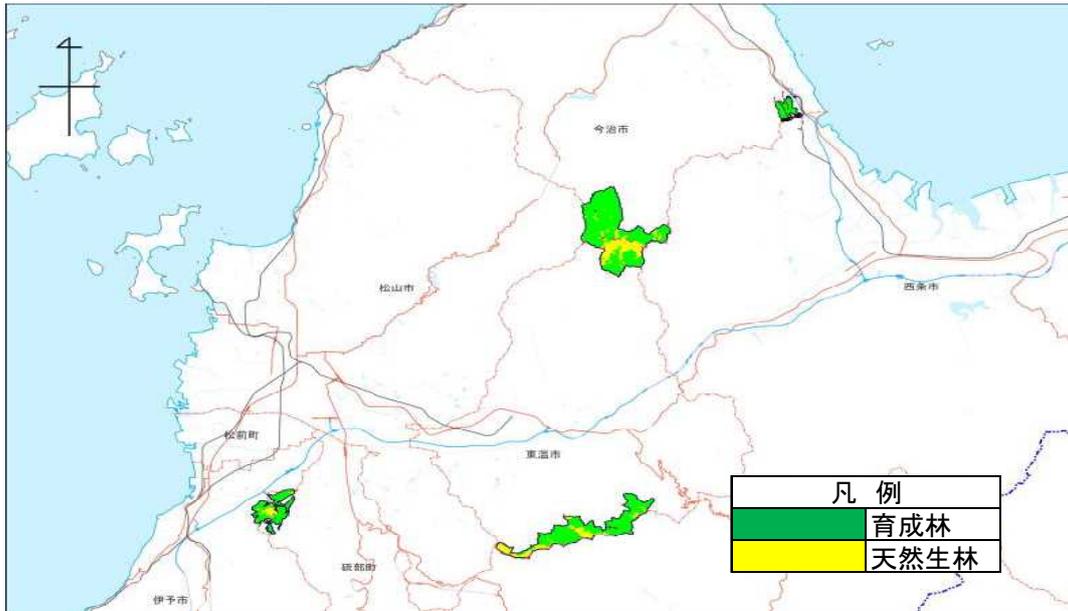
人工林の齢級構成について見ると、保育の必要な9齢級以下の森林と10齢級以上(高齢級)の森林の割合がほぼ同程度となっている。

*1 齢級…森林の年齢を5年の幅で括ったもの。人工林は、苗木を植栽した年を1年生とし、1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級と数える。

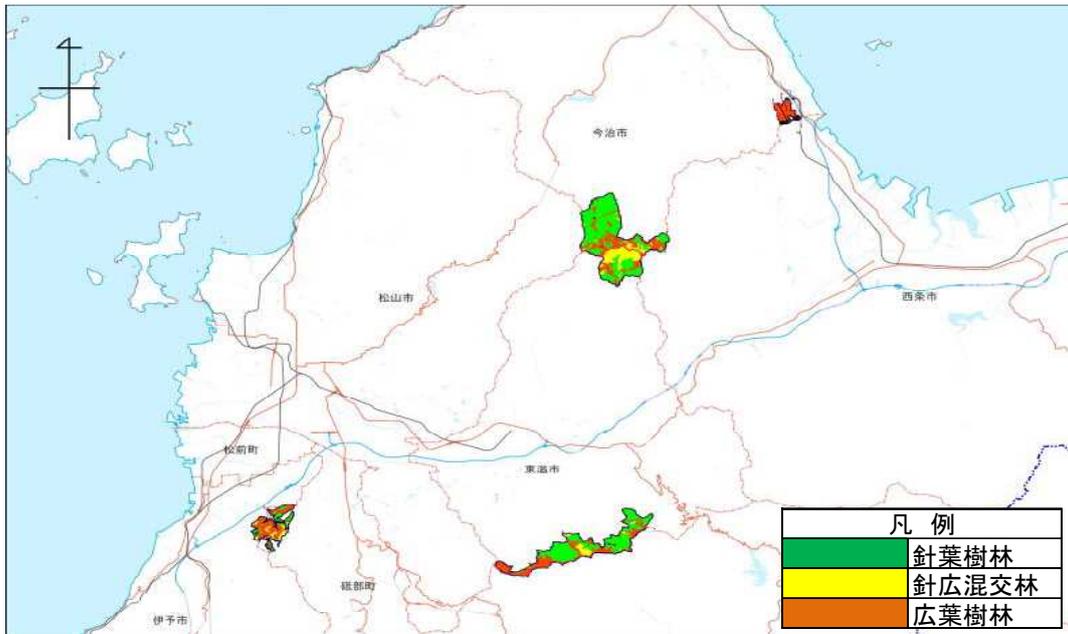
*2 育成林…森林を構成する樹木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業(育成単層林施業)が行われている森林、及び森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林(施業の過程で一時的に単層となる森林を含む。)として成立させ維持していく施業(育成複層林施業)が行われている森林

*3 天然生林…主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業(天然生林施業)が行われている森林。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存のための禁伐等を含む

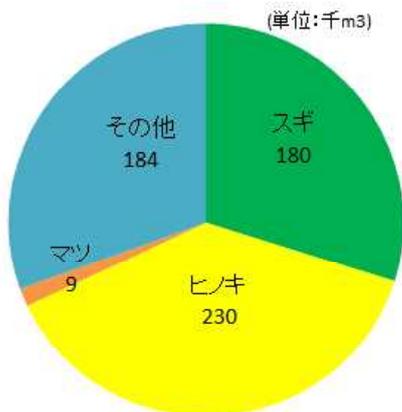
育成林・天然生林の分布状況



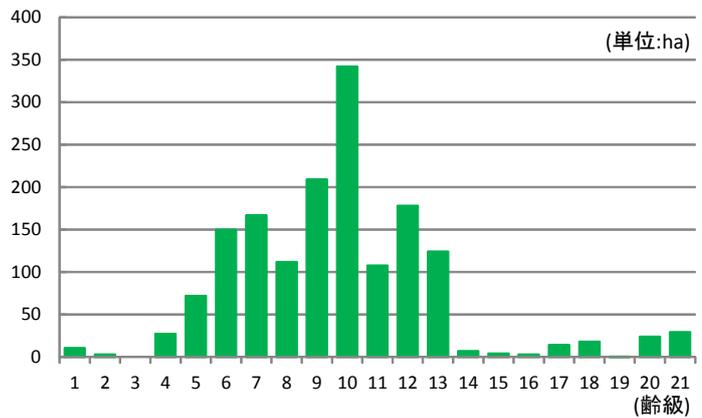
林相区分毎の分布状況



主要な樹種の出現状況



人工林の齢級構成



イ 主要施策に係る計画量と実行量

前計画（第四次計画(平成23～27年度)）における計画量と実行量の概要は下表のとおりである。

伐採量については、主伐は分収林の入札不調や契約延長等により伐採を見合わせたこと、また、間伐は主に搬出間伐を実施しているが、路網等の整備状況や林分状況により、一部伐採を見合わせたことなどから計画量を下回る結果となった。

更新量については、人工造林は計画どおり実行できた。

保育量については、下刈は計画を下回ったが、除伐は計画の倍を実施した。

林道の開設及び改良に関しては、林道の改良について優先的に取り組み、計画した延長の倍の量を実施した。

(ア) 伐採量

(単位：千m³)

区 分	計 画 量		実 行 量	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	3.8	45.2	0.9 (26)	21.1 (49)

注1：()内の数値は、計画量に対する実行量の割合(%)である。

注2：実行量は平成27年12月現在の見込量である。

(イ) 更新量

(単位：ha)

区 分	計 画 量		実 行 量	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	9	4	5 (100)	0 (0)

注1：()内の数値は、計画量に対する実行量の割合(%)である。

注2：実行量は平成27年12月現在の見込量である。

(ウ) 保育量

(単位：ha)

区 分	計画量			実行量		
	下刈	つる切	除伐	下刈	つる切	除伐
保育量	14	0	5	7 (44)	0 (0)	12 (204)

注1：() 内の数値は、計画量に対する実行量の割合 (%) である。

注2：実行量は平成27年12月現在の見込量である。

(エ) 林道の開設及び改良

(単位：路線数、箇所数、m)

区 分		計画量	実行量
開 設	路線数	1	0 (0)
	延長量	2,500	0 (0)
改 良	箇所数	6	4 (67)
	延長量	1,500	3,010 (201)

注1：() 内の数値は、計画量に対する実行量の割合 (%) である。

注2：実行量は平成27年12月現在の見込量である。

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」^{もり}の現実を図るため、地域の意見を聴きつつ、森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいく。具体的には、モントリオールプロセス^{*4}の基準・指標を踏まえて、次の方針により取り組んでいく。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、希少な野生動植物が生

*4 モントリオールプロセス…ヨーロッパ以外の温帯林等を有する12カ国（アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、日本、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ロシア、ウルグアイ、米国）により進められている、森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた取組。

息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

また、溪流等と一体となった森林については、その連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努める。

関連する主な施策として、優れた自然景観の維持等を目的とした適切な保全・管理を行うとともに、森林の連続性に配慮した回廊状の森林の確保を図る。

さらに、地域の農林業や生態系に多大な被害を与えている野生鳥獣について、地域の関係機関等と連携しつつ、捕獲などによる積極的な個体数管理や共存に向けた森林の整備を推進する。

イ 森林の生産力の維持

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道、作業道等の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な施策として、山火事防止のパトロールの実施や病虫害被害等の早期発見・早期防除に努める。

エ 土壌及び水質源の保全と維持

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養のため、山地災害により被害を受けた森林の整備・復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行う。

関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。

オ 炭素循環への森林の寄与

地球温暖防止に貢献すると観点から、吸収源となる森林を確保するため、育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林資源を若返らせることで、将来にわたる吸収作用の保全及び強化を図る。また、二酸化炭素の貯蔵庫としての機能を維持するため、木材利用を推進する。

関連する主な施策として、間伐等の森林整備を推進するとともに、主伐後の確実な再生林の実施に取り組む。また、治山事業における間伐材等の利用促進や間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。

カ 社会的・経済的便益の維持及び増進

森林が有する多面的機能の効果な発揮とともに、森林浴、ボランティア活動、環境教育等、人と森林のふれあいの確保のためのフィールドの提供等や、森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な施策として、「レクリエーションの森」のPRや施設設備等に努めるなど、「国民の森林」として充実を図る。

キ 持続可能な森林経営

上記ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては、国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。

④ 政策課題への対応

国土保全や水源涵養等の公益的機能の維持増進、森林・林業再生に向けた取組、森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森林づくりの推進、地球温暖化防止や生物多様性の保全、民有林と連携した森林の整備などの政策課題に対応していくこととする。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

機能類型に応じた管理経営については、「管理経営の指針」（別冊）によるほか、次の点に留意して、適切に実施することとする。

なお、機能類型区分別の国有林野の面積は下表のとおりである。

機能類型区分別の国有林野の面積 (単位：ha)

区分	山地災害防止タイプ ^{*5}	自然維持タイプ ^{*6}	森林空間利用タイプ ^{*7}	快適環境形成タイプ ^{*8}	水源涵養タイプ ^{*9}	計
面積	719 (29)	—	262 (10)	—	1,529 (61)	2,510 (100)

注：() の数値は、機能類型タイプの面積の割合 (%) である。

*5 山地災害防止タイプ…土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮させるべき森林。

*6 自然維持タイプ…原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮させるべき森林。

*7 森林空間利用タイプ…スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の活動の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮させるべき森林。

*8 快適環境形成タイプ…騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等人間の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮させるべき森林。

*9 水源涵養タイプ…国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮させるべき森林。

① 山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプについては、土砂流出・崩壊防備エリアと気象災害防備エリアの2つに区分して取り扱うこととする。

山地災害防止タイプの面積 (単位：ha)

区 分	山地災害防止タイプ	面積	
		うち、土砂流出・崩壊防備エリア	うち、気象災害防備エリア
面 積	719	719	—

ア 土砂流出・崩壊防備エリア

下層植生の発達を促進するために適度な陽光が林内に入るよう密度管理を行うとともに、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等を整備する。

イ 気象災害防備エリア

該当なし。

② 自然維持タイプに関する事項

該当なし。

③ 森林空間利用タイプに関する事項

景観の向上や野外レクリエーションに考慮した強度の間伐や枝打ち等の森林の適切な整備を行うとともに、必要に応じて遊歩道等の公衆の保健の用に供する施設の整備を行う。また、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野をレクリエーションの森として選定する。

森林空間利用タイプの面積 (単位：ha)

区 分	森林空間利用タイプ	面積
		うち、レクリエーションの森
面 積	262	165

④ 快適環境形成タイプに関する事項

該当なし。

⑤ 水源涵養タイプに関する事項

浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確立されるよう森林の整備を推進する。

水源涵養タイプの面積 (単位：ha)

区 分	水源涵養タイプ
面 積	1,529

⑥ その他

国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と機能類型との関係は下表のとおりである。

機能類型	公益的機能別施業森林			
	水源涵養機能増進維持森林	山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林	保健機能維持増進森林
山地災害防止タイプ 土砂流出・崩壊防備エリア 気象害防備エリア	○ ○	○ ○	○	
自然維持タイプ	○	○		○
森林空間利用タイプ	○	○		○
快適環境形成タイプ	○		○	
水源涵養タイプ	○			

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、今治松山流域林業活性化協議会等を通じて、県、市町村等との密接な連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、組織・技術力・資源を活用した民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組む。

具体的には、次に示すような取組を推進するとともに、計画的な木材供給の推進、安全・安心への取組、生物多様性保全に資する取組、上下流の連携強化のための下流住民等に対する情報提供、林業体験活動等を推進する。

① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

県、森林組合、林業事業体等と連携し、民有林関係者等を対象とした低コストで高効率な作業システムに関する現地検討会を開催する。

② 林業事業体の育成

民有林行政と連携を図りつつ、林業事業体への安定的・計画的な事業の発注、システム販売等を推進し、安定的かつ計画的な木材の供給及び林業事業体の育成に努めるとともに、准フォレスター等を活用し県との連携を図りつつ民有林行政を支援する。

③ 民有林と連携した施業の推進

民有林林道等の計画との調整を図り、民有林・国有林一体となった効率的な

路網の整備を推進し、森林施業の効率的な実施に必要な路線を計画的に整備する。また、県、地元自治体及び民有林関係者と連携し、民有林・国有林一体となった森林共同施業団地の設定等を積極的に推進する。

④ 森林・林業技術者等の育成

「緑の雇用」事業の実施に伴う研修のためのフィールドとして国有林を提供し、地域における林業従事者の育成に寄与する。

⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

県、森林組合、林業事業体と連携して、低コスト作業システムの導入に向けた現地検討会等を開催する。

また、国有林の施業技術に関する情報の提供を行う。

⑥ その他

野生鳥獣対策を県、地元自治体等と連携して実施する。

ボランティア団体等が実施する森林づくり活動へのフィールド提供を実施するとともに、森林環境教育を開催する。

行政機関を中心とした愛媛県内治山事業連絡調整会議等の開催、HPを活用した山地災害危険地区等の防災情報の発信、災害時等における国有林防災ボランティアとの連携による防災対策を実施することにより、地域における安全・安心の確保・向上に努める。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、保育及び林道の計画量は以下のとおりである。

事業の実施にあたっては、計画的な事業の発注等により林業事業体の育成・強化を推進するとともに、労働災害の未然防止に努めることとする。

なお、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮する。

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
計	19,954 《824》	44,463 (300)	64,417

注：《 》は分収林の伐採量で内書、()は間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	26	5	31

③ 保育総量 (単位：ha)

区 分	下 刈	つる切	除 伐
計	53	0	-

④ 林道の開設及び改良の総量 (単位：m)

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量	箇所数	延長量
計	2	2,000	7	1,700

- (5) その他必要な事項
該当なし。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区の天然林等はレクリエーション、観光等を目的とした入込利用者が継続的にあることから、地元住民、地元市町村等緊密な協力・連携の下に、入込者の多い時期の巡視回数を増やすなど、重点的に巡視し保護管理にあたることとともに、入込利用者等に対する山火事防止への啓発活動等を展開するなど保全管理に努めることとする。

また、国有林野内への廃棄物不法投棄に対しては、道路沿いへの標識やフェンス設置及び巡視に努めるとともに、森林環境教育の場などを通じて不法投棄防止意識の啓発に努めることとする。

② 境界の保全管理

境界は、国有林野の管理経営の基礎となるものであり、定期的、計画的な巡視を実施し、破損した境界標の補修、整備を行うなど保全管理に努めることとする。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

生活環境の保全形成等公益上重要な役割を果たしている松林については、地域住民、地方公共団体等の理解・協力を求めつつ保安機能等の維持保全に努めることとする。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

該当なし。

(4) その他必要な事項

自然環境の保全、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている森林においては、地域住民、ボランティア、NPOとも連携を図りながら、生物多様性の保全の視点で希少種の保護努めることとする。

ニホンジカ等による被害の著しい箇所については、防護柵の設置、ツリーシェルターによる植栽木の保護を図るとともに、関係行政機関等と連携した防止対策を講じ、被害の縮小に努めることとする。

また、被害跡地の森林再生については、郷土樹種を植栽するなど考慮し、地域住民、ボランティア、NPOとも協力しながら進めていくこととする。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

① 林産物の安定供給

本計画期間中における国有林材の供給にあたっては、路網と高性能林業機械を組合わせた低コストで高効率な作業システムによる間伐を推進し、多様で健全な森林整備を通じて生産される木材の安定供給に努めることとする。

また、民有林行政と一体となって、生産・流通・加工体制の整備等にも積極的に取り組むこととする。

② 林産物等の販売

木材の供給に当たっては、木材の需要動向や木材産業の状況等を的確に把握し、機動的な対応に努めることとする。

また、間伐材の需要及び販路の確保・拡大を図るとともに、地域材の中核的な流通・加工の担い手育成に貢献するため、「国有林材の安定供給システム販売^{*11}」の推進に努めることとする。

(2) その他必要な事項

二酸化炭素の排出抑制及び木材の利用促進のため、林業・木材産業関係者と連携しつつ、木質バイオマスエネルギーの利用、木材の再利用、その他資源の代替としての木材利用に取り組むこととする。

また、木造庁舎等の整備に当たっては、木材の積極的な利用に努めるとともに、林道や治山事業における森林土木工事についても、間伐材等を積極的に利用するなど、自ら木材の利用促進に取り組むものとし、併せて、これらの取組を通じて国民に対する積極的な啓発に努めることとする。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

本計画区は、松山市及び地元伊予市、並びに砥部町の中心街から極めて近距離に位置する都市近郊の里山的山林である大谷池や四国脊梁山脈の西端に位置する皿ヶ峰など観光やレクリエーション地域となっている。

国有林野の活用法に当たっては、地域の社会的経済的状況、住民の意向を考慮して、公用・公共用施設、公衆の保健等のための活用により、地域社会の活性化

*11 「国有林材の安定供給システム販売」…需要開発が必要な間伐材等の低質材について、国が製材工場や合板工場等と協定を締結し、それに基づいて国有林の木材（立木や丸太）を安定的・計画的に供給する販売方法。

に資するよう、貸付、売払い等による活用を積極的に推進することとする。

また、開かれた「国民の森林」として取組を推進するため、「レクリエーションの森」について、民間活力を活かしつつ、利用者のニーズに対応した施設の整備やソフトの提供を行い、その活用を推進することとする。

レクリエーションの森の種類別の名称、箇所数及び面積

種 類	箇所数	面 積 (ha)
風景林	1	148

(2) 国有林野の活用の具体的手法

- ① 自治体からの利活用要望については、利用目的、事業計画の内容等を踏まえ、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、計画的に対処することとする。
- ② 森林レクリエーション等の森林空間総合利用に係る利活用要望については、森林空間利用タイプの国有林野を対象として、自治体等と連携しつつ、一体的な利活用を推進することとし、施設等の整備は、民間の能力を活かし推進することとする。
- ③ 地球温暖化防止対策を推進するため、風力、小規模水力発電等自然エネルギーを利用した発電用地としての活用要望については、国有林野の管理経営との調整を図り、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮しつつ、対応していくこととする。
- ④ 上記以外の利活用要望については、各々の事業目的、内容等を勘案し、適切に対処することとする。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林に隣接・介在する民有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、放置されていることにより、地域全体の森林の公益的機能機能の発揮に支障を及ぼすことが懸念される場合も想定される。

このような場合においては、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業を民有林と一体的に行い、民有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、森林法第10条の15の規定による公益的機能維持増進協定制度の活用を努めることとする。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等に定める基準に適合するとともに、当該協定制度の趣旨等に鑑み、民有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等が行う自主的な森林整備等については、積極的なフィールドの提供や必要な技術指導を行うとともに「ふれあいの森」の整備に当たっては、上下流連携、一般市民の参加・支援の下地域の特色を活かした森づくりが推進されるよう積極的に取り組むこととする。

また、小中学校等からの森林教室等の要請に対し、積極的に職員を派遣する等して、森林・林業への理解と関心を深める取組を実施する。

ふれあいの森の名称、面積及び位置

名 称	面積 (ha)	位 置 (林小班)
県民参加の森	53	33 ろ、に1～2、 34 い1～2、ろ、は3～4、に

(2) 分収林に関する事項

上流と下流との理解と協力、企業等の参加等を促進しつつ、分収造林、分収育林（法人の森林）の制度を活用した水源林の造成などを推進するとともに、設定された分収林については、契約に基づき適正な管理に努めることとする。

分収林の種類、契約箇所数及び面積

分収林の種類	契約箇所数	面積 (ha)
分収育林	2	9
分収造林	21(1)	116(3)
総 数	23(1)	125(3)

注：() は、法人の森林の数値で内書である。

(3) その他必要な事項

① 学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合関係者等多様な人達と連携し、森林環境教育の推進を図ることとする。

また、児童生徒に森林内で遊びながら、森林教室、林業体験ができるフィールドを提供することとし、学校教育機関等に積極的に働きかけることで「遊々の森」の設定に取り組むとともに、教職員やボランティアリーダー、自治体関係者等に対し、森林環境教育プログラムや教材の提供等を通じて森林環境教育の重要性についての意識の醸成を図る。

遊々の森の名称、面積及び位置

名 称	面積 (ha)	位 置 (林小班)
えひめ学生遊々の森	13	33 い

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

① 施業指標林、試験地等

各種試験地やモデル林など森林施業に関する現地における展示等を行うとともに、森林施業技術の研修、検討会のフィールド、森林教室の場等として活用することとする。

② 林業技術の開発普及

四国森林管理局技術開発目標に基づき、産学官と連携して、国有林野を活用した技術開発を森林技術・支援センターを拠点として計画的に推進する。

また、その成果は、国有林野の管理経営に活かすとともに、研修の場の提供等を通じて民有林への普及・定着に努め、地域林業の振興に寄与することとする。

(2) 地域の振興に関する事項

地域の林業・木材産業の育成にも資する森林の整備や林産物に販売、国有林野事業の活用、森林空間の総合利用等、国有林野事業の諸活動と国有林野の多様の利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

(3) その他必要な事項

該当なし。